

広労基発 0611 第 2 号
令和 3 年 6 月 11 日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部長



有害物ばく露防止対策補助金の実施に係る周知について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、発がん性等が指摘されていることから、昨年 4 月に特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）等の改正により、特定化学物質として規定されるとともに、屋内で継続的に行われる金属アーク溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定等が義務付けられ、本年 4 月より順次施行されているところです。

今般、改正特化則の経過措置期間中の中小企業における措置の取組を支援するため、別添のとおり、溶接ヒュームばく露測定に要する費用の一部を補助する「有害物ばく露防止対策補助金」を実施します。

については、屋内で継続的に金属アーク溶接等作業を行う中小事業者の皆様にご利用いただけるよう、貴団体会員各位への周知について、御協力の程お願い申し上げます。

